

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（5例目）について

本日、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ」の疑似患畜（※1）が八千代町の採卵鶏農家において確認されました。

当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家さんの移動を自粛しています。

本病の感染の拡大を防止し、被害を最小限に止めるため、下記3のとおり対応します。

記

1 農場の概要

所在地：結城郡八千代町

飼養状況：採卵鶏 飼養羽数 約111万羽

2 経緯

- (1) 農場管理者から高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が認められると、県西家畜保健衛生所に通報がありました（昨日9時30分頃）。
- (2) 同日、当該家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行い、簡易検査を実施（13羽全て陽性）。
- (3) 2月3日、遺伝子検査の結果、H5亜型であることが判明し、農林水産省により高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確認されました。

3 今後の対応

本日10時から、以下のとおり初動防疫を開始しました。

- (1) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、
 - ① 当該農場の飼養家さんの殺処分及び焼埋却
 - ② 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（※2）
 - ③ 移動制限区域内の3農場のうち、100羽以上飼養する1農場について、発生状況確認検査
等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 感染拡大防止のため、発生農場の消毒を強化するとともに、主要道路に消毒ポイントを設置し、飼料運搬車など関係車両の消毒を実施。
- (3) 市町村、関係機関及び関係団体等と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 その他

- ・ 我が国では、これまで、家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- ・ 現場での取材については、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- ・ 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

※1 疑似患畜

患畜となるおそれのある家畜をいう。高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの疑似患畜は患畜と同様に所有者にと殺の義務がある。

※2 移動制限区域及び搬出制限区域の設定状況

区 域	農場数	飼養羽数
移動制限区域（3km以内）	3戸	約 7千羽
搬出制限区域（3km～10km以内）	16戸	約 2,156千羽

<参考>

本県における過去の高病原性鳥インフルエンザ発生事例

2005年（平成17年）6月～2006年6月	殺処分等	40農場	約 568万羽
2021年（令和3年）2月～3月	殺処分等	1農場	約 80万羽
2022年（令和4年）11月	殺処分等	1農場	約 102万羽
2022年（令和4年）12月	殺処分等	1農場	約 10万羽
2023年（令和5年）1月	殺処分等	1農場	約 91万羽
2023年（令和5年）2月	殺処分等	1農場	6,543羽（※）

※ 昨夜（2月2日）の精査を反映